

さいたま市告示第272号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 一般国道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員(m)	延長(m)
4 6 3 号	さいたま市緑区大字下山口新田字四本竹 1179 番 1 地先	前	13.76	304.07
	さいたま市緑区大字大牧字女体下 1591 番地先		30.37	
	さいたま市緑区大字下山口新田字四本竹 1179 番 1 地先	後	13.76	304.07
	さいたま市緑区大字大牧字女体下 1591 番地先		60.99	